

公益財団法人宮城県市町村振興協会
市町村職員研修受講費助成金交付要綱

平成24年 4月 1日 要綱第 3号
改正 平成26年 4月 1日 要綱第 4号

(目的)

第1条 公益財団法人宮城県市町村振興協会は、市町村（政令市を除く。）及び一部事務組合並びに広域連合（以下「市町村等」という。）が職員の人材育成・能力啓発などを図るため、関係研修機関が実施する研修に職員を派遣する場合、派遣する市町村等に対して予算の範囲内でこの要綱に定めるところにより、助成金を交付する。

(助成対象研修機関及び助成対象経費)

第2条 前条に規定する助成対象研修機関及び助成対象経費は、次に掲げるもののほか、理事長が適当と認めるものとする。ただし、助成金額は、1回の研修につき受講者一人当たり100,000円を限度とする。

(1) 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

- ① 研修費
- ② 食費
- ③ 研修生活動費
- ④ 教材用図書費

(2) 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

- ① 研修費
- ② 食費
- ③ 研修生活動費
- ④ 教材用図書費

(3) 宮城県市町村職員研修所

- ① 寄宿舍利用負担金

(4) 東北自治研修所

- ① 寄宿舍利用負担金

(5) 宮城県公務研修所

- ① 寄宿舍利用負担金

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を申請しようとする市町村等は、交付に係る年度の2月末日までに当該年度分を助成金交付申請書（様式第1号）により申請するものとする。

(助成金の交付決定及び交付)

第4条 理事長は、前条に規定する助成金交付申請書を受領したときは、研修機関から報告される研修修了者名簿等により、その内容を審査したうえで助成金の額を決定するとともに、交付決定通知書（様式第2号）により市町村等に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人宮城県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

公益財団法人宮城県市町村振興協会
理 事 長 殿

団 体 名
代 表 者 名 印

市町村職員研修受講費助成金交付申請書

年度市町村職員研修受講費助成金の交付について、市町村職員研修受講費助成金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
内訳は、別添「市町村職員研修受講費助成金申請額内訳」のとおり
- 2 助成金の振込先

金融機関名	銀行 店		
1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ 氏 名		

市町村職員研修受講費助成金交付申請額内訳

市町村・団体名

(単位：円)

No.	研修機関名	受講者名	研修科目名	研修開始日	研修終了日	申請額	備考
				(日 泊)			
1				月 日	～ 月 日		
2				月 日	～ 月 日		
3				月 日	～ 月 日		
4				月 日	～ 月 日		
5				月 日	～ 月 日		
6				月 日	～ 月 日		
7				月 日	～ 月 日		
8				月 日	～ 月 日		
9				月 日	～ 月 日		
10				月 日	～ 月 日		
11				月 日	～ 月 日		
12				月 日	～ 月 日		
13				月 日	～ 月 日		
14				月 日	～ 月 日		
15				月 日	～ 月 日		
16				月 日	～ 月 日		
17				月 日	～ 月 日		
18				月 日	～ 月 日		
19				月 日	～ 月 日		
20				月 日	～ 月 日		
合 計							/

宮 振 第 号
年 月 日

殿

公益財団法人宮城県市町村振興協会
理 事 長

市町村職員研修受講費助成金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度市町村職員研修受講費助成金の交付額を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付年月日 年 月 日